

国・地域名

【更新】2018年7月

**香港**

<p><b>人口・経済発展状況等</b></p> <p>〔参考：日本〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●人口：1億2,671万4千人（2017年11月確定値、総務省統計局）</li> <li>●実質GDP成長率：1.7%（2017年度、内閣府）</li> <li>●1人あたりGDP（名目）：3万8,440ドル（2017年度、IMF）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口 <b>741 万人</b> 2017年、香港政府統計処</li> <li>・ 実質GDP成長率 <b>3.8 %</b> 2017年、香港政府統計処</li> <li>・ 1人あたりのGDP（名目） <b>4万6,109 ドル</b> 2017年、国際通貨基金（IMF）</li> <li>・ 在留邦人 <b>2万5,527 人</b> 外務省「海外在留邦人数調査統計」平成29年要約版</li> <li>・ 訪日外客数 <b>223.2 万人</b> 2017年、日本政府観光局（JNTO）</li> <li>・ 日本食レストラン数 <b>1,310 店</b> 2017年、香港政府統計処</li> </ul>	<p><b>市場規模（2017年、ユーロモニター）</b></p> <p>〔参考：日本〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生鮮食品：96,350.2百万ドル●加工食品：177,968.1百万ドル●アルコール飲料：84,547.7百万ドル●ソフトドリンク：64,477.5百万ドル</li> <li>●ホットドリンク：7,598.5百万ドル●健康ウェルネス飲食品(*)：50,688.7百万ドル●外食フードサービス：197,938.0百万ドル●小売・流通業(**)：294,945.6百万ドル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生鮮食品 <b>3,220.6 千トン</b></li> <li>・ 加工食品 <b>6,499.1 百万ドル</b></li> <li>・ アルコール飲料 <b>3,417.4 百万ドル</b></li> <li>・ ソフトドリンク <b>2,124.0 百万ドル</b></li> <li>・ ホットドリンク <b>418.7 百万ドル</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康ウェルネス飲食品 (*左記カテゴリーと重複) <b>4,137.4 百万ドル</b></li> <li>・ 外食フードサービス <b>15,427.5 百万ドル</b></li> <li>・ 小売・流通業 (**店舗型、食料雑貨店に限る、税抜き) <b>13,573.8 百万ドル</b></li> </ul>	<p>※ 小売額。ただし、生鮮食品は小売量を含む総量。ホットドリンクはコーヒー、茶など。</p>
<p><b>日本からの農林水産物輸出状況</b> (平成29年農林水産物・食品の輸出実績、農林水産省)</p>	<p><b>1位 1877億円 うち農産物1021億円(54.4%)、林産物6億円(0.3%)、水産物850億円(45.3%)</b></p> <p><b>輸出額の多い品目： 真珠（天然・養殖）、なまこ（調製）、たばこ、ホタテ貝（調製）、菓子（米菓を除く）、清涼飲料水</b></p>				
<p><b>味覚、嗜好上の特徴</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般的に甘味をおいしいと認識する傾向があり（ただし甘すぎるものは苦手）、甘味のない商品を好まない。また、酸味のあるものは苦手。</li> <li>・ 宴会時を除き、食事の時の飲酒は一般的ではない（ビール等を飲むことはある）。</li> <li>・ 家庭でも外食時においても、米飯とおかずは基本的に分けられていることが多く、特に家庭においてはおかずを取って白飯の上ののせて食べることが多い。</li> <li>・ 個々の食品にまつわるうんちくに左右されやすい。</li> </ul>				
<p><b>制度的制約</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関税：一部の商品にかかる物品税を除きフリー。</li> <li>・ 輸入規制：公衆衛生や安全管理に関わる事項に限られているが、食肉、家禽卵、コメ等の輸入には輸入ライセンスが必要であり、牛乳・乳飲料、冷凍菓子は事前許可を得なければならない。また、食肉（牛、豚、鶏）に関しては日本国内で許可された対香港食肉加工施設で、家禽卵と卵製品に関しては日本国内で許可された対香港輸出卵等取扱施設で処理されたもののみ輸入が可能で、食肉、家禽卵、卵製品、牛乳・乳飲料、冷凍菓子は輸出国の衛生証明書等の提出が求められる。水産物等も輸出国の衛生証明書等の提出が求められる場合がある。</li> <li>・ 食品栄養表示義務あり。</li> <li>・ トレーサビリティ制度（食品安全法）施行。</li> <li>・ 残留農薬制度について、CODEX規格（国際食品規格）に準ずる法案が2012年6月に成立。2014年8月1日施行。</li> <li>・ 加工食品：アイスクリーム類については、2016年4月末より日本から香港に輸出するものに対して、厚生労働省と香港食物環境衛生署の間で衛生証明書の様式に合意した。</li> </ul> <p>&lt;原発関連規制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【牛乳、乳飲料、粉乳、野菜、果物】福島県産：輸入停止。 茨城、栃木、群馬、千葉産：放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書を要求。</li> <li>・ 【と畜または加工された食肉および家禽卵、水産物（活魚、チルドおよび冷凍）】上記5県産：放射性物質検査証明書を要求。</li> <li>・ 【加工食品】上記5県産：香港にて放射性物質サンプル検査。</li> <li>・ 【全ての食品】上記5県産を除く都道府県産：香港にて放射性物質サンプル検査。</li> </ul>				
<p><b>商流・物流・商習慣</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品小売業（スーパーマーケット）は地元資本の2グループが7割以上を占める複占状態（Dairy FarmとA.S.Watson）。日本からの生鮮食品は日系スーパーマーケットでの取り扱いが圧倒的に多いが、加工食品は地元スーパーマーケットでも取り扱われている。近年は日本の生鮮食品を扱う地元系高級スーパーマーケットも増えてきている。</li> <li>・ 食品の他国への物流中継拠点としての機能も持っている。</li> <li>・ 賞味期限は加工食品の場合は一般的に4カ月以上必要。</li> <li>・ 旧正月、中秋節に食品のギフトを贈る習慣がある（旧正月は主に水産乾物、フルーツ、箱詰菓子等。中秋節は主に月餅、フルーツ等）。</li> </ul>				
<p><b>日本食普及状況等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本産食品は種類、量ともに豊富であり、成熟市場。</li> <li>・ 長期にわたる日本食ブームにより、引き続き日本料理（和食）は中華料理や西洋料理に準ずるプレゼンスがある。特にラーメン店や寿司チェーン店においては行列ができています。また日本の外食産業の香港への進出に関する問い合わせも多い。</li> <li>・ 中国本土からの旅行者（4,445万人/年、2017年）が香港経済を下支えしており、本土やアジアへのショーケース機能も高い。</li> </ul>				